



運 營 細 則

平成24年4月5日 施行

令和2年9月1日 改正

群馬県中古自動車販売商工組合

第1章 総 則

第1条 (目 的)

この運営細則は、日本中古自動車販売商工組合連合会（以下「中商連」という）オートオークション規約ならびに群馬県中古自動車販売商工組合（以下「群中商」という）オートオークション規約に基づき、群中商が主催する中古自動車のオークション（以下「オートオークション」という）の運営をより円滑に実施することを目的として定める。

第2条 (メンバー及び特別参加者の登録)

1. 群中商オートオークション規約（以下「当商組規約」という）第3条1項①号のメンバー登録申請は、申請者が中商連所定の申請書を提出して行なうものとする。
2. 当商組規約第3条1項③号の特別参加者のうち当商組がIDカード（特別参加者カード）を発行する会員（以下「ポスト会員」という）の登録申請は申請者が次に定める書式による各書類を当商組に提出して行ない、当商組は登録の可否を申請者に通知するものとする。ポスト会員の登録は入会金の入金をもって行なうものとする。

登録に関する必要書類

- ① 入会申込書
- ② 代表者の略歴
- ③ 事業内容書
- ④ オークション登録参加誓約書
- ⑤ 会社登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ⑥ 事業所印鑑証明（個人の場合は代表者の印鑑証明）
- ⑦ 代表者・保証人の印鑑証明
- ⑧ 代表者・保証人の資産を証明するもの
（土地納税通知書・資産評価証明書・土地評価証明書等）
- ⑨ 古物商許可証（写し）
- ⑩ 事務所または展示場外観写真

* 中販連メンバーについては、登録参加誓約書の提出と中販連発行のメンバーカードを提示する。

3. 当商組規約第3条1項③号の特別参加者のうちIDカードを発行せず会場外での落札のみの会員（以下「ネット会員」という）は、提携先との契約に基づき登録するものとする。
4. メンバー及び特別参加者は、商号、住所等を変更したときは、その旨を速やかに当商組に届け出なければならない。

第3条 (登録料・更新料等)

1. 当商組規約第3条1項①号のメンバー登録申請をしようとする者は、申請に際して中商連運営規程が定める登録料または更新料を当商組に納付しなくてはならない。
2. 当商組規約第3条1項②号のメンバーの登録は、ポスト登録料として10,000円の入金をもって行なうものとする。

3. 本則第2条2項、ポス会員の登録料は30,000円とする。また更新は2年毎とし、申請をしようとする者は更新手数料3,000円、従事者は1名につき1,000円を当商組に納付しなくてはならない。更新を行なわなかった会員は一時休会扱いとし、更新を済ませるまでは当商組の事業に参加する事が出来ない。また未更新のまま一定の期間が経過した会員については流通委員会の判断により退会とする事が出来るものとする。
4. 前3項の登録料および更新料について手続きが終了した後は、事由を問わず返還しない。

第4条 (カードの携行と提示)

1. メンバーおよび特別参加者は、メンバーカード・特別参加者カード（以下「IDカード」という）を常に携行し、当商組が求めたときはこれを提示しなければならない。当商組は、IDカードを提示しないメンバーについては、オークション会場への入場を拒否することができる。IDカードは必ず見やすい位置に着けることとする。
2. IDカードを忘れた場合は当商組発行の「臨時入場許可書」を必ず胸に着けることとする。
3. メンバーまたは特別参加者の登録を抹消された者は、ただちに当該カードを当商組に返還しなくてはならない。

第2章 オークション

第5条 (オークションの方法)

オートオークションに於ける、出品、落札等の取引はポス（POS）&コンピューターシステム（セリ上げ方式）によって処理されるものとし、参加者はこのシステムによる結果を遵守しなければならない。またオートオークションの開催日、開催時間は都合により変更することができる。オークションのセリ順は、公正な方法により当商組が定め変更や意義の申し立て等は受付けないものとする。

第6条 (参加規定)

1. オークション会場に入場するには、当商組規約第3条の参加資格者がIDカードの提示ならびに参加申し込みを行なった者に発行されるポスカードにより、受付機を通し行なうものとし、端末に差し込むことにより参加、引きぬくことにより退場とする。
2. オークション会場で、席を離れる場合は、必ずポスカードを携帯することとする。万一、ポスカードを差し込んだまま席を離れ、その間に落札された場合は、ポス登録者の責任とする。ポスカードの紛失・破損・盗難等の場合は、当商組所定の手続にてすみやかに再発行を行ない、再発行手数料5,000円を当商組に納付するものとする。（紛失・盗難等の届出がなく、悪用された場合はポス登録者の責任とする。）

第7条 (出品手続および搬入)

1. 出品の申し込みは、出品申込書を添えてオークション会場に車両を搬入することにより行う。
2. 出品車の搬入受付時間は木曜日正午までとする。ただし、水曜日正午～木曜日正午までは原則として当日出品扱いとなり、木曜日正午以降は翌週の出品扱いとなる。

3. 出品車は、会場内の指定両置場に搬入することとする。
4. 出品者は、車両搬入前に十分点検し出品申込書に各事項ならびに、品質・性能・瑕疵については誠実に申告記載するものとする。
5. 車両の搬入は係員の指示に従い上記出品申込書を1台ごとに添えて行う事とし、走行ステッカーを指定の場所に同じく1台ごとに貼付するものとする。
6. 様式違いのもの、ならびに残車については事務局により必要に応じて新たに出品申込書を作成する。
7. 受付時間外の出品は原則として認めない。
8. 車両搬入後の出品取消しは、原則的に認めない。但し、特別に流通委員会もしくは当商組の判断により、オークションの運営に支障があると判断したときはこの限りではない。
9. 出品者は、「自社出品一覧表」等に申告間違いや入力ミスが無いか、必ず確認を行ない、もし間違いがあった場合はセリ前に必ず訂正を行なわなければならない。

第8条 (出品車両の条件)

1. 出品車両は、中商連運営規程第7条1項および下記事項に定める条件を満たすものであることを原則とする。
 - ① 保安基準に適合しうる車両。
 - ② 移転登録等必要書類が完備する車両。
 - ③ 出品申込書に虚偽の申告、誤記入、記入洩れがなく正確に記載された車両。
 - ④ 違法車（盗難・接合・車台番号の刻印に疑義があるもの・差押え車）でないこと。
 - ⑤ 燃料が必要以上ありエンジン始動のうえ自走可能な車両。
 - ⑥ 永久抹消および輸出抹消登録済の車両でないこと。
 - ⑦ 使用済自動車として引取報告済の車両（電子マニフェスト手続済車両）でないこと。
 - ⑧ 車検付出品でナンバープレートについていない名変中車両等（軽自動車・バイクを除く）の出品は認めない。出品された場合は出品取消しとする。
 - ⑨ 原則として建設機械、大型ブルドーザー、その他特殊車両は受け付けない。
 - ⑩ 125cc以下の車両（バイク等）は抹消してあること。
 - ⑪ ネット会員の出品ではないこと。
2. 当商組は、前項に定めた条件を満たさない車両であっても、相当と判断したときは出品を認めることができる。

第9条 (出品申込書の記入)

1. 出品者は、出品申込書に本則第8条および9条に定めた事項を含めた必要事項を洩れなく、且つ、正確に記載する。（工具・エアコン・ステレオ等の装備品の有無およびその状態、ならびにリサイクル預託相当額についても正確に記載する。）
2. 車歴（自家用・レンタ・営業用・教習車等）および乗車定員（2人乗り・3人乗り）は必ず記載する。（未記入の場合はクレームとする場合がある。）なお、リース車は自家用扱いとする。

第 11 条 (指し値)

出品者は、出品と同時に出品申込書にスタート価格および、最低落札価格（指し値）を記入しなければならない。

第 12 条 (価格調整)

1. 出品者は原則として価格調整のため、価格調整室に出向き価格調整員と協議しなければならない。
2. 当商組の価格調整員には、出品者の指し値の指定がある場合でも、当該車両のセリ売りの際に出品者が価格調整室に不在のときは、調整権限を与え指し値以下（20,000 円以内）の価格で落札とすることができる。

第 13 条 (落札の決定)

1. 出品車両の落札は、最高応札者の会員番号がセリ表示機に表示されたときに決定とする。
2. 後商談については、最終応札者を優先とし、当該車両のセリ終了後 5 分以上経過した時点で他の希望者との調整を行なうものとする。また成約を決定するには、出品者・希望者双方の確認を必要とする。（希望者の申込金額と出品者の希望価格が同一でも、出品者に確認がとれなければ成約としない。）

第 14 条 (与信限度額の設定)

当商組は全会員に対し、会員区分別に与信限度額（落札金額の制限）を設けることができる。ここでいう与信限度額とは落札車両代金の合計を意味するものとする。但し、当商組が認めた会員についてはこの限りではない。

組合・協会員	700 万円	県外組合・協会員	500 万円
ポスト会員	300 万円	ネット会員	300 万円

第 15 条 (落札代金の清算手続)

1. 落札者は落札車両の落札代金、消費税等、それに関わる決済をオークション開催日より 5 日以内に、完了しなければならない。
2. 落札代金の決済は、現金・銀行振込または、次に当商組が定める支払い方法のみの受付とする。発生した振込手数料は送金側の負担とする。

JUオークションカードによる決済

(開催翌日までに当商組に申込書を送信し、送信確認を必ず行なう。)

3. 落札代金の決済の完了とは、本条第 1 項の定める期間内に当商組にて確認できたものとする。落札代金と次回のオークションでの成約車両代との相殺は原則として認めない。
4. キャンセルとなった車両に関して決済が行なわれている場合、当商組にて出品者からの車両代金の返金を確認できた時点で搬出が認められる。また、落札者が落札車両の書類をすでに受け取っている場合は、当商組にキャンセル車両の書類が届いた時点で車両代金を返金することとする。

第 16 条 (所有権の留保)

1. 落札者が落札車両代金を当商組に代金の決済を行なう前に、当商組が出品者に対して成約車両代金を支払った時点で落札車両の所有権は当商組に移転し、落札者が落札車両代金を支払った時に車両の所有権は落札者に移転する。
2. オークションの取引上で車両代金の支払いを怠った場合に、当商組に対し留保されている当該車両は、当商組は取引店の承諾なしに引き上げることができる。

第 17 条 (出品者の書類の提出)

1. 出品者は、成約手続が完了した車両について、成約車両の書類をオークション開催日から 10 日以内に当商組へ提出しなければならない。
2. 書類の完備について
当商組における書類の完備とは、全国どこの陸運支局、または検査登録事務所でも登録可能で、且つ差し替え可能なものとする。
3. 提出書類の要件
 - ① 印鑑証明・委任状・申請依頼書などの提出書類は、オークション開催日の翌月末までの有効期限を有するものとする。ただし、出品申込書に有効期限が明記された場合はこの限りではない。なお、明記がある場合でも最低 20 日間の期限は有するものとする。
 - ② 車検切れ、または翌年度 5 月 30 日までに車検が切れる車両は、落札者からの請求があった場合は納税証明書を提出しなければならない。ただし、軽自動車については、原則この限りではない。
 - ③ 保証継承済の場合は、保証継承のページが適切に記載され、更なる保証継承が可能な状態であれば保証書とみなす。
4. 書類不備
 - ① 車検切れ車両のナンバーの外し忘れ等による移転登録書類（継続）・抹消登録書類の遅延は、書類不備とする。
 - ② トラブル防止のため、ダブル移転・相続（共同相続完了後の継続書類も含む）・未成年等の書類は受け取らない。その場合、必ず自社名義にして書類の提出をする事）
 - ③ 印鑑証明等、書類の差し替えが必要な場合も書類不備とする。

※上記不備は、未提出扱いとし、経過日数（開催日より 11 日以上）で遅延ペナルティの対象。

5. 抵当権設定車

抵当権設定車または差押え等の事実が成約後に判明した場合、かかる費用は全て出品者責任にて負担し、抵当権・差押えの解除の処理を行なうものとする。

6. 継続書類の対応

検査が切れている車両の書類は、ナンバーの外し忘れ等により落札者が継続を要求した場合は出品者に継続書類を依頼することができる。ただし、継続が不可能な場合は抹消謄本とし、ペナルティの対象とする。

7. オークション当日のナンバー抹消依頼

落札者からのナンバー抹消依頼はオークション終了までとし、車検満了日がオークシ

ヨ ン開催月の翌月までを受付とする。翌々月以降については原則として受付けない。

8. リサイクル券付車両

リサイクル券は、書類の一部とする。出品店がリサイクル券を紛失してしまった場合は「リサイクル料金預託状況」の確認できる書面を成約書類に添付するものとする。リサイクル金額の申告は全て出品店責任とする。成約後に誤記入が判明した場合、過少申告については再精算出来ない。なお過大申告の場合は、再精算により超過金額分を落札店に返金しなければならない。

9. その他

- ① 書類提出に際し、自動車税領収書および還付請求委任状等の添付がない場合、本則第 2 章 20 条第 3 項②号により還付金の請求に応じなければならない。
- ② 原動機付自転車やフォークリフト等、書類の無い車両については譲渡証を提出する事とする。

第 18 条 (落札者への書類の交付)

当商組から落札者への書類の交付は、落札者がメンバー登録または特別参加者登録に関して届け出た住所宛に発送すれば足りるものとする。

第 19 条 (登録名義の変更)

1. 落札者は、落札車両について登録名義の変更がなされたときは、速やかにその登録証の写しを当商組に送付するものとする。なお、オークション起算日より 60 日を経過しても登録名義の変更が確認できない場合、または事務局が必要と判断した場合は以下の各号の対象とする。
 - ① 事務局は現在登録証明書を手配し、その費用として 2,000 円を落札者に請求することができる。
 - ② ペナルティ (本則第 20 条 4 項) を徴収し、出品者に支払うものとする。
2. 軽自動車については、原則として自動車検査証の写しに軽自動車変更 (転出) 申告書の写しを添付し、送付するものとする。
3. 軽自動車の場合、落札者は前所有者に税請求が発生しないよう手続きを行わなければならない。手続きを怠り翌年度、前所有者に税請求が発生した場合には、ペナルティとして、落札者より、10,000 円を徴収し出品者に支払うものとする。
4. 書類の有効期限超過、または書損・紛失等の場合、落札者は出品者または旧所有者にその再交付を直接求めることはできない。落札者は当商組を介して事態の解決を計るよう努めなければならない。本則 28 条により所定の手続きをとるものとする。
5. 落札者は、名義変更前の落札車両にて法定違反行為があった場合、速やかに対処するとともに必ず当商組に報告しなければならない。報告がない場合には、迷惑料 10,000 円のペナルティとする。

第 20 条（自動車税の預り金処理）

1. 落札車両が抹消されていない場合、落札者からオークション起算日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を月割りで預かるものとする。
3月開催のオークションでは、翌年度の自動車税相当額を預かるものとする。
2. 落札車両が軽自動車の場合、落札者から保証金として自動車税相当額を預かるものとする。3月開催のオークションでは、翌年度の自動車税相当額を預かるものとする。なお、オークション起算日の翌年度になって名義変更が完了した場合は、それをもって精算するものとする。
3. 当商組は、落札者から落札車両の名義変更完了の通知を受けたときは、以下の各号により預かり金の清算を行なうものとする。
 - ① 当該預かり金のうち残り自動車税未経過相当額を出品者に支払い、残金を落札者に返金する。
 - ② 本条第 3 項①号において清算処理した後、抹消となり還付が発生した場合、その抹消登録日から 7 日以内、但し抹消登録日が月末最終日の場合は翌月 5 日以内に当商組への連絡及び登録証写しの提出をもって受付とし、出品者に還付金の請求をする。なお、上記期日を経過した場合には受け付けない。また、還付書類が落札時に落札者に送付されたにも関わらず、還付手続きをとらなかった場合においても受け付けない。
 - ③ 本条第 3 項①号において清算後、出品者もしくは落札者から過不足に関する申し立てがあった場合、清算日より 30 日以内に受け付けし、再清算を行なうことができる。ただし清算日より 30 日を経過した場合には受け付けない。なお、身障者減免等に対する申し立てについては、落札店より減免事実について書面による証明の提出があった場合、対応を行なうものとする。
4. 落札車の名義変更期限はオークション起算日の翌月末とし、翌々月の 5 日までに変更通知を提出するものとする。万一、遅延の際は、期日までに当商組に報告するものとする。なお、変更通知・遅延報告がない場合はペナルティ 10,000 円とし、ペナルティは落札者より徴収の上出品者に支払うものとする。またその際、普通車は事務局で現在登録証明書を手配し、その費用として 2,000 円を落札者に請求することができる。
5. 印鑑証明等の有効期限から 7 日を経過しても報告がない場合、事務局は現在登録証明書を手配し、その費用として 2,000 円を落札者に請求することができる。
6. 名義変更完了の車両がキャンセルとなった場合、出品者は速やかに名義変更しなければならない。またその場合、オークション起算日の翌月から落札者の名義変更日までの自動車税は出品者負担とする。

第 21 条（車両の搬出）

1. 流札車両はオークション終了後速やかに搬出することとする。搬出の期限は「月曜日午前 9 時まで」とする。（時間厳守）9 時以降に搬出されていない車両は原則として再出品

扱いとする。また、「月曜日午前9時以降」無断で搬出した場合、ペナルティ1台につき5,000円とする。

2. 落札車両の搬出は「水曜日正午まで」とし、以降搬出されない車両はペナルティの対象とする。また特別な場合を除き、会場内に置いてある出品以外の車両についてもペナルティの対象とする。
3. 流札・落札車両の搬出時間は、下記の通りとする。

	流札車両の搬出時間	落札車両の搬出時間
木曜日	オークション終了後～24時間	オークション終了後～24時間
金曜日	9:00～22:00まで	9:00～22:00まで
土曜日	↓	↓
日曜日		
月曜日	午前9時まで（以降再出品）	
火曜日		↓
水曜日		9:00～正午まで（以降再出品）

4. 車両の搬出は、搬出券と当該車両を係員が確認の上行なうものとする。
5. 搬出規制会員の搬出は事務局営業時間内に車両代金の入金確認後とする。（事務局営業時間外は受付けない）
6. 本条第2項のペナルティは、以下の通りとする。
 - ① 1台につき、ペナルティ5,000円とする。
 - ② 以降1開催ごとに、ペナルティ5,000円とする。また、1ヶ月以上車両を放置した場合には強制排除（所有者負担）により撤去することができる。

第22条（搬出規制）

1. 当商組は、会員が落札した車両に対して搬出規制をかけることができる。搬出規制車両は、決済確認後に搬出を認めるものとする。
 - ① メンバー

当商組主催オークションへ初めて落札された場合は、車両代金の決済確認後に搬出を認めるものとする。ただし、当商組が認めたものはこの限りではない。
 - ② 特別参加者

落札車両の搬出は、車両代金の決済確認後に搬出を認めるものとする。

第23条（当商組の義務の免除）

1. 当商組は、オークション開催日以降残された車両の保管義務を負わないものとする。
2. 本則第18条によって書類を発送したときは、以降、書類の保管および引渡し義務を免れる。

第24条（その他のオークション）

自動車に関わる用品のオークションを行うことができる。

第 3 章 手 数 料

第 25 条 (手数料)

1. 当商組オークションに関わる各種手数料は下記の通りとする。

		県内 組合員	県内 協会員	中販連 メンバー	ディーラー	ホス会員
手 数 料	出品料	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円
	成約料	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円
	落札料	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円
ネ ッ ト 落 札 料	JU ㊦ 入札	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	JU ㊦ ベーシック	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	JU ㊦ ワイドA	13,500 円	13,500 円	13,500 円	13,500 円	13,500 円
	JU ㊦ ワイドB	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円
	プレミアム	12,500 円	12,500 円	12,500 円	12,500 円	12,500 円
	レギュラー	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円

ネット会員落札手数料

	JU ㊦ 入札	JU ㊦ ベーシック	JU ㊦ ワイドA	JU ㊦ ワイドB	プレミアム	レギュラー
落 札 料	15,000 円	15,000 円	13,500 円	9,500 円	12,500 円	15,000 円

- ① 記念オークションの成約料・落札料は 500 円増しとする。
- ② 利用する各種ネットサービスにより月額利用料が別途掛かるものがある。
- ③ 中販連メンバーは、本則第 3 条 2 項の手続きが完了している会員とする。ディーラーは、当商組規約第 3 条 2 項の会員以外とする。
- ④ 商談手数料は、上記落札料+6,000 円とする。
- ⑤ 再出品手数料は、1 台につき 500 円とする。
- ⑥ 別途提携契約を結んだ場合は、その契約を優先する。

二輪車の出品・成約・落札の各手数料は、以下の通りとする。

【 1 2 4 c c 以下⇒3,000 円】 【 1 2 5 c c 以上⇒4,000 円】

第4章 クレーム処理

第26条（クレーム申立期間）

1. クレーム申立期間は、別冊『中商連オートオークション統一ルール』に掲げる通りとする。
2. 前項の申立期間の計算は、中商連オートオークション運営規程第20条3項で定めたとこ
ろによる。
3. 1項の申立期間の定めに抵触してなされたクレーム申立は却下される。

第27条（クレーム申立の方式）

クレーム申立は、申立人が当商組に口頭、または書面を提出して行なう。ただし、当商組は申立人に対し、申立理由を補充する書面の提出及び落札車両の提示、その他の証拠の提出を求めることができる。いかなる場合でも、当事者間の折衝は禁止とする。

第28条（クレームに対する裁定）

1. 当商組は、クレーム申立に関する事項について落札車両の状態が出品申込書の記載と相違していると判断したときは、クレームは理由があるものとして、中商連オートオークション統一ルールに基づいた裁定を出品者、落札者の双方に告知する。
2. 前項の裁定の種類についての適用基準は、おおむね別冊『中商連オートオークション統一ルール』に掲げるとおりとするが、記載の無いものは本則が優先するものとする。
3. 当商組の検査は、参考の為のものであり、主たる目的は評価点を設定するものである。したがって、出品者の申告がなかった場合の責任は、全て出品者側にあり当商組はその責を負わない。
4. クレームが発生した場合は、事務局は中立的立場により出品者・落札者双方と折衝し、双方もまた、クレーム解決に向けて努力する。解決が不可能な場合は、諮問委員会の裁定に従うものとし、これに従わない場合は、オークションへの参加制限・入場停止等の処置をすることができる。
5. 落札価格が5万円未満の車両は、セールスポイント記載箇所を除き、原則ノークレーム対応とする。但し、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車および、エンジン・ミッションの重大箇所等、当商組が出品店の瑕疵と判断した場合を除くものとする。なお、落札価格5万円未満の車両に対するクレームキャンセルの場合は、掛かる諸経費（陸送費・加修費等）は全て免責とする。（走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車等についてはこの限りでない）

<ペナルティ裁定基準>

1. 『中商連オートオークション統一ルール』の「ネット」とはオークネット、ライブ、JUナビも含まれる。
 - ① クレーム延長申請は原則的には認めないが、関東甲信越地区以外の落札車両未着等による場合は、オークション当日を含む5日間（月曜日午後5時まで）延長申請を受付、

期間は最長でオークション当日を含む9日間（翌週金曜日午後5時まで）とする。
なお、関東甲信越地区のクレーム延長は受けない。

第5章 ペナルティ

第29条（手続き）

1. 当商組は、オークション参加者に当商組規約、当商組細則、中商連運営規程、関連協規約または関連協細則に違反する行為があったとの疑いを持ったときは、その者にペナルティを科するかどうかをいつでも審議することができる。
2. 当商組は前項の審議に際し、当該オークション参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。ただし、その者が釈明の機会を放棄したときはこの限りでない。

第30条（ペナルティの裁定）

1. 当商組は、オークション参加者に、当商組規約・当商組細則・中商連規約・中商連運営規程・関連協規約または関連協細則に違反する行為があったと認めたときは、その者に当商組規約第24条に定める罰則を科する。
2. 前項の裁定の内容は、別冊『中商連オートオークション統一ルール』および本則に掲げるとおりとする。

第6章 雑 則

第31条 (改正)

この細則（付属の別表を含む）の改正は当商組の流通委員会の答申に基づき、当商組の理事会が行なう。

第33条 (施行)

この細則は、平成19年9月6日より施行する。

附則 (平成20年1月10日改正)

第3章 第26条の1の変更規定は、平成20年1月10日より実施する。

附則 (平成20年3月1日改正)

第2章 第18条の8の変更規定は、平成20年3月1日より実施する。

第4章 第29条の3の変更規定は、平成20年3月1日より実施する。

附則 (平成20年7月1日改正)

第3章 第26条の1の変更規定は、平成20年8月1日より実施する。

附則 (平成20年12月1日改正)

第2章 第21条の3 ②の変更規定は、平成20年12月1日より実施する。

附則 (平成21年1月8日改正)

第2章 第10条の8の変更規定は、平成21年1月8日より実施する。

第2章 第11条の2・3の変更規定は、平成21年1月8日より実施する。

附則 (平成21年4月9日改正)

第2章 第21条の4の変更規定は、平成21年5月14日より実施する。

第3章 第26条の1 ①の変更規定は、平成21年6月4日より実施する。

附則 (平成24年4月1日改正)

中商連オートオークション統一ルールの実行に伴ない、重複事項等の削除修正。

上記変更規定は、平成24年4月5日より実施する。

附則 (平成25年1月1日改正)

第2章 第17条の3 ①の変更規定は、平成25年1月1日より実施する。

附則 (平成25年10月1日改正)

第2章 第17条の8の変更規定は、平成25年10月1日より実施する。

附則 (平成26年1月1日改正)

第2章 第9条の8の変更規定は、平成26年1月1日より実施する。

第4章 第28条の5の変更規定は、平成26年1月1日より実施する。

附則 (平成26年6月1日改正)

第2章 第17条の9の②の追加規定は、平成26年6月1日より実施する。

附則 (平成28年1月1日改正)

第2章 第7条の9の追加規定は、平成28年1月1日より実施する。

第3章 第25条、二輪車の追加規定は、平成28年1月1日より実施する。

第2章 第20条の1・2の変更規定は、平成28年4月1日より実施する。

附則（平成30年4月1日改正）

第2章 第20条の1・2の変更規定は、平成30年4月1日より実施する。

附則（平成30年8月1日改正）

第2章 第21条の2・6の変更規定は、平成30年8月1日より実施する。

附則（令和元年9月1日改正）

第1章 第3条の3の変更規定は、令和元年9月1日より実施する。

第2章 第20条の3の③の変更規定は、令和元年9月1日より実施する。

附則（令和元年11月21日改正）

【リサイクルコーナーの取扱いについて】の7.8.9.10の変更規定は、令和元年11月21日より実施する。

附則（令和2年4月1日改正）

【リサイクルコーナーの取扱いについて】の4・10・11の変更規定は、令和2年4月1日より実施する。

附則（令和2年9月1日改正）

第4章 第28条の1の①の変更規定は、令和2年9月1日より実施する。

【リサイクルコーナーの取扱いについて】

1. リサイクルコーナーの出品車は、車両検査を行わず基本的にはノークレームのため、必ず下見をすることとする。
2. リサイクルコーナーの出品基準は、事故または機関・機構等の不良箇所があってもけん引等による移動が可能なものとする。ただし、通常出品の場合でも当商組にて出品不適当と判断した場合は、このコーナーへ変更ができるものとする。
3. 出品する場合は、損害保険の手続きが完了して書類の提出ができるものとする。ただし、当商組が出品車として不適当と判断した場合は出品を認めない。
4. 過大な悪臭を伴うなど、商品価値が著しく減少しているものについては出品を認めない。
5. セールスポイント・装備品・冷房については記載があっても無効扱いとする。
(特に、装備品のエアバック記載があり作動不良でも無効扱いとする。)
6. 天候等による車内の汚れ・装備品の不具合については、当商組では責任を負わないこととする。
7. 接合車は基本的に出品はできない。
8. 冠水車・消火器散布車については、出品申込書に記載をして出品することとする。
9. 出品申込書に記載がなく再検査の結果「冠水車」「消火器散布車」「接合車」と判定された場合はクレームとする。
10. 盗難車等所有権の移転に法的問題のある車両・接合車・冠水車・消火器散布車・メーター改ざん車・メーター交換車はクレームの対象とする。
11. 上記のクレームは受付期間・裁定基準とも中商連オートオークション統一ルールに準ず

るものとする。

12. 当日出品車で現状車と判断された車両は出品不可とする。その場合は、次回開催のリサイクルコーナーへの出品対象とする。

群馬県中古自動車販売商工組合

〒370-0033

群馬県高崎市中大類町 118-1

TEL 027-350-1200

FAX 027-350-1201

ホームページアドレス

<http://ju-gunma.or.jp>